神に国における特別交流教育の推進のために



北海道教育委員会

発刊にあたって

平成19年4月から改正学校教育法が施行されたことに伴い、幼稚園においても発達障害を含む障害のある幼児の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進することが必要になっております。

道教委においては、これまでも幼稚園を含め、特別支援教育を推進するために、ガイドラインの発行や研修情報の提供などを行うとともに、特別支援学校が幼稚園や小・中学校、高等学校等の支援を行う取組などを推進してきたところです。

こうした取組の中で、全道各地から幼稚園における特別支援教育の具体的な実践について知りたいという声もお聞きしており、そうした研修ニーズに応えるため、本道の先進的な取組を紹介し、幼稚園の先生方の日常の実践に役立てていただくことを目的に、平成21年1月31日に北海道教育委員会が主催、道立特別支援教育センターが主管して幼稚園の先生方を対象とした研修会を開催いたしました。

当日は、120名を超える参加者が研修会に参加され、有意義な一日となりました。

当日の研修内容を全道の幼稚園を担当されている先生方にもお知らせしたいと考え、講演、 説明さらにはシンポジウムで発表された資料の概要を本資料にまとめることといたしました。

いずれの内容も幼稚園において、これから特別支援教育を進めたり、より充実を図ったりする際に役に立つ情報であると考えております。

なお、幼稚園における取組は、同じく幼児期の保育に当たられている保育所などの関係者に も役立つものと思います。

本資料を道内各地の幼稚園における特別支援教育の実践に役立てていただき、障害のある幼児一人一人の教育的支援が充実することを期待しております。

平成21年3月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

内 海 敏 江

目 次

I	講演	
	「幼稚園における特別支援教育に求められるもの」	1 P
	• 道都大学 教授 佐藤 忠道	
П	説明	
	「障害のある幼児の理解」	4 P
	「個別の教育支援計画と個別の指導計画」	5 P
Ш	報告 <シンポジウム話題提供>	
	①全職員が一丸となった取組	6 P
	•大空町立女満別幼稚園園長 藤野 健一	
	②個別の教育支援計画の個別の指導計画の作成と活用の実際	1 0 P
	•美唄市立栄幼稚園園長 萩原 康雄	
	③コーディネーターの役割と実際	1 3 P
	・札幌市立はまなす幼稚園教諭 塚田美智子	
	④障害幼児の支援の実際	1 7 P
	・長沼カトリック聖心幼稚園教諭 小泉めぐみ	
	シンポジウムの概要	2 1 P
IV	資料	
幺	办稚園教育要領解説(一部抜粋)	2 2 P
Ą	。 参考 保育所保育指針解説(一部抜粋)	2 4 P

本資料は、平成21年1月31日(土)に北海道立特別支援教育センターを会場に開催しました「幼稚園における特別支援教育を推進するための研修会」において講演、説明、シンポジウムで活用した資料を中心に構成しました。





「幼稚園における特別支援教育を推進するための研修会」の様子



幼稚園における特別支援教育に求められるもの

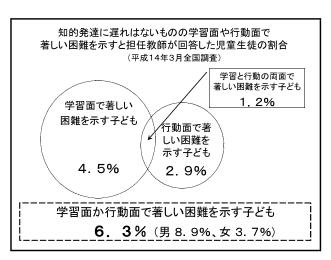


道都大学教授 佐 藤 忠 道

1 従来の特殊教育から現在の特別支援教育に転換した背景のあらましを理解する

- **◇今後の特別支援教育の在り方について**(平成 15 年 3 月報告)の中で、それまでの特殊教育の 現状を次のように分析し、新たな枠組みづくりの必要性を提言した。
 - (1) 特殊教育の場にいる子どもが増加していること
 - (2) 重度・重複の子どもが増加していること
 - (3) 通常の学級にいるLD、ADHD、高機能自閉症等への対応が課題になっていること
 - (4) 特殊教育免許状保有率が半数程度という実態から、教師の専門性が不十分な状況であること
 - (5) 障害の多様化の実態に対応して関係者の連携が不可欠になっていること
 - (6) 厳しい財政事情をふまえて既存の人的・物的資源の配分について見直す必要があること
- ◇「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果

が、新しい枠組みへの流れをつくる要因になった。特に、小・中学校における通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.3 パーセントということが明らかになった。この結果からLDやADHD等を含む発達障害のある子どもの教育が緊急課題となったが、従来の特殊教育の中では対応できないことから、「特別支援教育」という新たな枠組みの中で、就学前から対応しようとするものである。



2 「特殊教育から特別支援教育への転換」に向けた法律改正のあらましを理解する

◇学校教育法等の一部を改正する法律

- 第74条 【新設】 特別支援学校においては、第72条の目的を実現するための教育を行うほか、 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第一項に 規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
- 第81条 【新設】 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。
 - ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

3 北海道の特別支援教育の展開に関する情報を理解する

◇北海道の特別支援教育の在り方について(第1次報告)(平成18年3月)

北海道特別支援教育在り方検討委員会は、本道の推進に関する基本的な考え方を提言した。

- 4 小・中学校等における教育支援体制の整備
 - (3) 幼稚園、高等学校における教育支援体制の整備

幼稚園における発達障害を含めた障害のある幼児への対応については、教職員の理解促進を図り、園内の支援体制を整備するとともに、乳幼児段階での早期発見・早期支援が重要であることから、地域の発達支援センターなどの療育機関と連携を図りながら、特別支援教育の推進を図るための具体的な取組を進める必要がある。

なお、盲・聾・養護学校は、これまでの障害のある幼児児童生徒の教育に関する高い 専門性を生かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮することとされて いることから、幼稚園や高等学校において教育支援体制を整備する上では、必要に応じ て盲・聾・養護学校と連携を図ることが望ましい。

◇特別支援教育に関する基本方針(平成20年3月)より

北海道教育委員会は特別支援教育在り方検討委員会の報告書(その1)(その2)を踏まえて、本道の特別支援教育を展開する際の基本方針を示した。 (原文のまま)

第3章 幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

- 1 幼稚園における障がいのある幼児への指導の充実
 - 障がいの早期発見・早期対応が重要であり、各**幼稚園**においては、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など園内体制を整備し、園全体としての協力体制の下、発達障がいを含む障がいのある幼児の実態把握を行い、保護者や地域の関係機関等と連携して指導や支援の充実を図ります。
 - 地域における専門家チームや巡回相談を活用するとともに、特別支援学校との連携 を図るなどして、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導や支援の充実 を図ります。
 - 障がいのある幼児が在籍していない**幼稚園**においては、園児が障がいのある幼児と 共に活動する場面を工夫するなど、交流及び共同学習の充実を図ります。

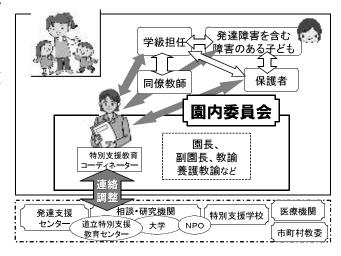
4 「うちの幼稚園では、いま何ができるのか?」という視点で取り組む

特別支援教育を展開するためのさまざまなツールが用意されているが、「うちの幼稚園では、何を目指して、どのように進めるか?」「関係機関との連携を更に進めるには?」という視点で進めることが求められる。

◇特別支援教育の推進について

(平成19年4月通知)

文部科学省は、**幼稚園**、小・中学校、 高等学校において特別支援教育を実施 するために必要な指導、支援体制として、 次の項目を整備し取り組むことを求めた。



- 3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組
 - (1) 特別支援教育に関する校内委員会(園内委員会:前頁の図)の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5)「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

5 幼稚園教育要領(平成20年3月告示)で示された留意事項を理解する

新教育要領では、特別支援学校との連携を重視するとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成により充実させる必要性を強調した。(第3章)

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

は筆者)

- 2 特に留意する事項
- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により特別 支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

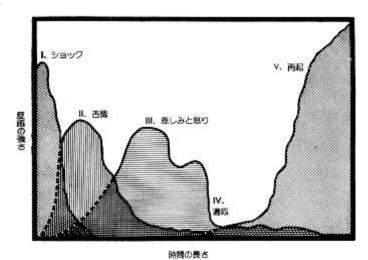
6 障害児をもつ保護者の気持ちに寄り添う

家庭等における養育者(とりわけ母親)の育児行動、それを支えている養育者の気持ちの有り様が幼児の変化・成長に大きな影響を及ぼすことが認められているので、特別支援学校では自校教育の枠内で養育者への支援をしていることが多い。

ドローターらの心理過程説によると、5段階の時期を経て、徐々に新しい希望、ユーモアと笑いを取り戻し、「この子を中心に家族生活の設計をしていこう」という意欲と見通しが

出てくる。幼稚園期にはこの5段階が出現するので、担当者による支援が必要となる。

このとき、子どもの障害の種類や 程度、養育者自身の事実・事象に対 する考え方、障害があるという事実 の受け止め方、養育者を取り巻く人 的環境、子どもの変化や成長の状況 という多くの変数が含まれているの で、養育者の気持ちの有り様には個 人差が大きいことを見込んでおくこ とが重要である。



先天性奇形をもつ子どもの誕生に対する正常な親の反応の継起を示す 仮説的な図(ドローターら、1975)



「障害のある幼児の理解」

北海道立特別支援教育センター 視覚障害教育室 室長 佐古勝利

1 障害の特性と配慮

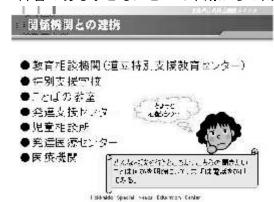
障害のある幼児を理解するためには、お子さん の障害の特性を把握し、その障害に応じた適切な かかわり方や配慮すべきことを書籍や専門家、保 護者などから情報を得ることから始めます。その 上で、お子さん一人一人の発達の特性や教育上の 課題を明らかにするとともに、望ましい教育内容 や指導方法等、特別な教育的ニーズについて具体 的に探っていくことが必要です。

自闘症・情緒障害のある子どもに対する配信

- の見通しからてるように、計画された活動と容を、情報は言葉 やVTR、写真等の視覚的な情報を活用して事前に知らせる とともに、急激な変化を苦干とする場合が多いことから、計 両された活動を無に変更することがないようにする。
- は相手の感情や考えを理解することが苦手である場合も多い ことから、適切に了ども同士の関係を調整し、誤解によるむ め事等が起こらないよう留意する。
- 図言動の意味を理解することが困難な場合でも、子どもは他 者に自らの意思や考えなどを伝えようとしていることが多い ことに紹定する。
- **49年世活動に参加することが苦手な子どもが多いことから、** 少人数による活動から徐々に人数を増やしていったり、子 とも同士の相性を考慮したりするなど工夫をする。
- (5)聴賞や視覚。 触覚等に後、過敏性が見られることから、 M が、小場所や蛍光灯の光、人との接触等を極端に苦手とす

2 気付きと関係機関との連携

障害のある子どもにとって早期からの気付きと支援が、後の成長発達に効果的です。そのために、

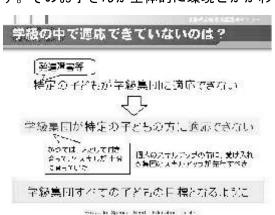


同じ年齢の多くの幼児が示す発達の姿について心得て おくことで、発達上で気になるお子さんの現在の発達 がどの段階にあるのかをおおよそ知ることが可能にな ります。しかし、幼児一人一人に目を向けると、家庭 環境や生活経験も異っていることもあり、その発達の 姿は必ずしも一様ではありません。そこで、保護者の 理解を得た上で、道立特別支援教育センターなどの関 係機関と連絡を取り合い、専門的な助言や支援を求め ることが大切です。

問題行動についてのとらえ方と対応

お子さんのしようとしている行動が、多くの幼児が示す発達の姿からみると好ましくないと思え ることがあります。しかし、その行動をし、その行動を通して実現しようとしていることがそのお 子さんの発達にとって大事である場合がしばしばあります。そのお子さんが主体的に環境とかかわ

り、自分の世界を広げていく過程そのものを発達とと らえ、発達の特性や課題に応じて、好ましい行動を促 すよう個別に具体的なかかわり方が求められます。ま た、お子さんの主体的なかかわりは、友だちとの活動 を通して一層充実し、豊かなものになります。集団の 中でお子さんが主体的に活動し多様な体験ができるよ う先生方は環境を整えるなどの援助をしていくことが 必要になります。





「個別の教育支援計画と個別の指導計画」

北海道立特別支援教育センター 情緒障害教育室 室長 柏木拓也

1 個別の教育支援計画と個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものです。また、「個別の指導計画」とは、一人一人の幼児の実態に応じてきめ細かな指導を行うために、「個別の教育支援計画」や学校の教育課程や指導計画等を踏まえて、指導のねらいや指導内容、方法等を盛り込んで作成するものです。



2 個別の教育支援計画の作成と活用

「個別の教育支援計画」は、家庭及び地域や医療、福祉、保健等等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行えるようにすることを目指していることから、保護者や関係機関等との密接な連携協力を確保しながら、作成されることが大切です。

策定手順、担当者·機関

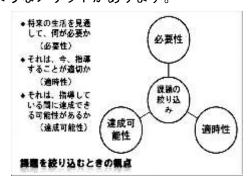
- ① 【気付き・計画の策定の開始】
- 2)【障害のある児童生徒の実態把握】
- ③ 【支援の目標、内容及び担当機関等の明確化】
- ④ 【支援の実施】
- 5 [評 価]

また、「個別の教育支援計画」は障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援を図るために活用されることが大切ですので、保護者の主体的な参画が望まれるとともに、次の支援機関への計画の引継ぎが重要となります。作成に当たっては、個々の幼児の教育的ニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法を工夫することも大切です。そのため、幼児が居住する地域を中心とした学校や機関等の把握やネットワークとの連携を深めることが大切です。

3 個別の指導計画の作成と活用

「個別の指導計画」を作成・活用することにより次のようなメリットがあります。

- ①様々な角度から子どもの情報を集めることができ、 丁寧なアセスメントにつながります
- ②アセスメントを受けて、その子の大まかな目標の方向性を決め、その目標達成に向けて細分化、具体化された指導や支援を行うことができます。
- ③指導の振り返りや記録をつけることで日々の指導が 個別の指導計画の目標の評価につながります。
- ④学期や年度末の評価は、子どもの変化を確認し、指導者側の評価も行えます。その結果、次の学期や年度の見通しをもち計画を立てることができます。



4 つながりが大切

「個別の教育支援計画」の目標を具現化するためには、日々の授業や指導場面で「個別の指導計画」の目標や手だてに応じたかかわりが必要です。そのため「個別の指導計画」ではそれぞれの計画の目標の関連付

けや、個々の指導の内容や 方法を盛り込むことで、指 導方針の一貫性が保たれ、 「個別の教育支援計画」の 目標の実現に向けて効果的 な指導が行えます。

個別の教育 支援計画 ・長期目標

個別の教育 支援計画 ・短期目標 個別の指導 計画 ・長期目標 個別の指導 計画 ・短期目標 年計・週案 ・日案など の目標

*個別の教育支援計画については、道教委特別支援教育課WEBページ等に掲載されています。 http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kobetsunokyouikusienkeikaku

報告

シンポジウム 話題提供1

「全職員が一丸となった取組」

大空町立女満別幼稚園

園長 藤野健一

1 園の概要

〇所在地 網走郡大空町

○在園児数 122名 ・学級数 6学級 ・教員数 14名(園長を含む)

〇教育目標

みんな元気な子 みんなやさしい子 みんなかしこい子

○園の特色

- ・町の幼小中高ー貫教育推進による交流及び共同学習が盛んである。
- ・平成17年度より特別支援教育の充実を図るため2名の職員を配置している。

○障害のある幼児の受け入れの状況

・障害のある幼児 3名(言語及び自閉症) ・疑いのある幼児 2名

2 テーマごとの取組

(1) テーマに取り組んだ経緯

「全職員が一丸となった取組」は、平成17年度文部科学省の調査研究「幼稚園における障害のある幼児の受け入れと指導」の開始当初から大きな課題の一つであった。その理由は以下の通りである。

- ① ほとんどの職員が「特別支援教育」や障害児等の指導について何も知らなかったからである。発達障害といわれるLD・ADHD・高機能自閉症など専門用語に触れるのも初めてであった。(知識理解の不足)
- ②「幼稚園における指導」は、小中学校のように特別な教室(部屋)を用意して行うのではなく、障害のある子もない子も共に学ぶ場を設定し、全体的な発達を促すため、全職員で取り組まなければならない課題でもあったからである。(担任や担当者だけに任せることができない)
- ③ 障害のある幼児が日常の生活に支障がないよう安全確保の観点からも全職員の共通理解は必要であった。(共通理解による園環境の整備)

全く五里霧中、不安の中でのスタートであったが、「障害のある幼児をなんとかしたい」という一念で、職員研修を先行させ、園全体で取り組む体制づくりに努めてきた。

特別支援教育、みんなで学べば怖くない!

(2) 職員の専門性を高める研修

職員研修は、特別支援教育について1から進めるのが常識であったが、日々接する障害のある幼児や疑いのある幼児を目の前にして「この子をどのように理解し、発達を促すためにどんな手立てをとったらよいか」が、教師の最大の悩みであり早急な解決を求められていた。

そのため、やむを得ず複数の課題を同時に進行させたり、同じ内容を繰り返し学んだりして 資質向上を図った。職員研修の主な課題は次の通りである。

- ○特別支援教育について理念や内容を理解する。
- ○発達障害に対する専門的な知識を理解する。
- ○先進幼稚園を視察し、特別支援教育の重要性を認識する。
- ○「個別の指導計画」など実践的指導力を身に付ける。
- (1) 特別支援教育や発達障害に対する理解の促進
 - ア 講師を招き講演会や研修会の開催(平成17、18年度)
 - 講演会(4回·・本園主催)、研修会(4回)
 - ・講師…網走養護学校長、道教委指導主事、文部科学省幼児教育調査官、全国国公立幼稚園 長、札幌市立あつべつきた幼稚園長他
 - イ 講演会や研修会への参加(平成19、20年度)
 - ・講演会(3回)、研修会(7回)、研究会(5回)
 - ※19年度以降は、各種団体による講演会や研究会等への積極的な参加を奨励した。 特に、網走養護学校や美幌療育病院、管内オホーツク情緒障害教育研究会等が主催する ものは意図的に参加した。
 - ウ 園内委員会における学習会(平成19、20年度)
 - ・網走養護学校コーディネーターによる講話(毎年)
- ② 先進園視察研修による理解(平成17、18年度)
 - ・東京都文京区立柳町幼稚園、札幌市立あつべつきた幼稚園、教育大旭川附属幼稚園 北見市マリア幼稚園(私立)
- ③「個別の指導計画」など実践的指導力の修得
 - ア 園内委員会(コーディネーターを中心に特別支援教育を推進する組織)
 - ・平成17、18年度…毎月1回 平成19、20年度…年7回
 - イ 障害児教育部会(町内学校教育研究組織)
 - ・年3回部会及び授業交流(保育も含む)

3 実践

(1) 組織としての取組を基本とする

本園が特別支援教育に取り組んで4年になるが、1年目は「頭で理解しても実践が伴わない」状態で、成果らしい成果も上げられずに終わっている。当時、女満別幼稚園は、第44回全道国公立幼稚園教育研究大会網走大会の保育公開園として、その準備に追われていたことも大きく影響しているように思う。取組を進める過程では「一部の子どもより、大勢の子どもの方が大切なのでは?」「全道研に集中できない」などの声も聞こえてきたが、「必ず子どもや先生方のプラスになる」の信念(祈り?)で取り組んだ。

【取組の方法】

- ① 特別支援教育を推進する組織をつくる。(組織体制の整備)
 - コーディネーターの指名、園内委員会の立ち上げ、会議の定例化
 - 議題の明確化(会議録の回覧も)
- ② 幼児の実態把握と教師間の意思疎通を図る。(困り感の共有)
 - 気になる子、手のかかる子など
- ③ 「共に育つ」学級経営の充実を図る。(安定した生活の基盤作り)
 - 期ごとの学級経営交流、保育参観など
- ④ 特別支援学校のコーディネーターを招聘し教師の見る目を養う。(指導力の向上)
 - 保育参観とビデオ研修、ケース会議など
- ⑤ 障害のある幼児や担任への支援体制をつくる。(協力体制の確立)
 - 子どものパニックや保護者対応、悩み相談など
- ⑥ 関係機関との連携を図り、幼稚園へのバックアップ体制をつくる。
 - 網走養護学校、北見児童相談所、町保健師、美幌町子ども支援センター
 - 網走市幼児療育センター、美幌療育病院、町学校教育振興会(障害児部会)
 - 網走教育局、道立特別支援教育センターなど

(2) 幼児理解と学級経営をベースに「困り感」の共有を図る

義務教育でも特別支援教育と聞いただけで身を引いてしまう教師が多いと聞く。本園でも同様で講演会や研修会で話を聞けば聞くほど「難しい」という印象が強くなった。そのため、「頭の痛くなる部分より、身近で保育に生かされることを」と考え、上記の取組を先行させた。

- ◎ 幼児理解(実態把握)では、
 - 保育の基本であることから教師の見る目を育てることをねらいとしている。
 - ・ 4月・5月を幼児理解の月間と位置付け、全職員で実態把握を行っている。
 - ・ 特に、教師の経験から「あれ、ちょっと変だな」、「少し気にかかるな」、「少し手がかかるな」と思われる子は全てチェックする。
 - ・ 継続観察(2、3ヶ月)していくと落ち着く子どもも現れ、本当の意味で「気にかかる子」が見えてくる。

※目が合わない、会話が通じない、集中しない、こだわりが強い、パニックなど

- 5月、改めて園内委員会で協議し「個別の指導計画」が必要な子、継続観察する子に 分け指導のあり方を探っていく。
- 専門性を高めるため、園内委員会に網走養護学校コーディネーターを招き、障害のある子の特徴や行動の理解について指導助言を受ける。(年5回)
 - ※コーディネーターが来園するときは、保育参観をセットし、ビデオを撮るなどして 協議の質を高めている。
 - ※園内委員会を年7回開く年もあり、回を重ねるごとに子どもを見る目が育っていった。

◎学級経営交流では、

- ・ 幼児一人一人が、安定感をもって生活するための学級の在り方を探っている。 ※特に、障害のある子もない子も「共に育つ」には、よさが認められ、だれとでも 仲良く遊んだり活動したりできる風土づくりが大切である。
- ・ 学級経営を交流することにより、学級の成長の様子や課題、担任のよさ、悩み(教師の困り感)などを理解し、良いところを学ぶ場にしている。
- ・ 期ごと(約2ヶ月に1回)に学級の様子を報告し、子どもの育ちや学級の課題などを 話し合う。

教師間の共通理解が、信頼感(安心感)を生み課題解決への1歩となった

(3) 園長(主任)は、子ども支援、教師支援、保護者支援の先頭に立つ。

障害のある子、疑いのある子を受け持つ担任や担当者にとって、日々苦労の連続である。 努力がすぐ成果に結び付くものではないし、保護者へのかかわりも難しい。それだけに悩みは深い。園長や主任は、子ども・教師・保護者をしっかりサポート体制をつくることが大切である。その際に次のような事に配慮することが必要である。

- (1) 子どもの様子を日々把握する。(積極的にふれあうことも)
- ② 「個別の指導計画」や週反省などに目を通し、積極的に指導助言を行う。
- ③ パニックや危険性が伴うときには、人的な配置も含め適切に対応する。
- ④ 担任や担当者と定期的に懇談し、現状や課題(悩みも)などを聞き取り対策を練る。
- ⑤ 保護者との面談では、園長や主任が同席し、悩みや思いなどを受け止める。
- ⑥ 関係機関との連携では、主任(コーディネーター)が中心となる。
- ⑦ だれでも特別支援教育に携われるよう、人材を育てていく。

(4)特別支援学校及び関係機関との連携は、積極的に行う。

センター的役割を果たす特別支援学校との連携は必須である。長年培ってきた専門性や指導力は、本園の教師のレベルアップや研究推進に大きな役割を果たしている。特別支援学校の指導助言をもとに、専門機関や医療機関、町保健師との連携を図り子ども支援、保護者支援を行っている。現在では、関係機関と直接交流がもてるようになり、教師の指導力向上に役立っている。

いずれの場合も、幼児の様子や保護者の困り感を把握して、適切な対応を取ることが大切と考えている。

4 実践の成果と課題

- 【成果】① 全職員が一丸となって取り組むことにより、障害のある幼児の受け入れや指導が適切に行えるようになった。
 - ② 特別支援学校をはじめ関係機関との連携を図ることにより、子ども・保護者の困り 感に応えることができた。
- 【課題】① 障害のある幼児の指導では、保護者の困り感を適切に把握し対応することが大切である。
 - ② 特別支援教育の推進にあたって、園長や主任のリーダーシップが最も必要である。

シンポジウム 話題提供2



「個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用の実際」

美唄市立栄幼稚園 園長 萩 原 康 雄

1 園の概要

O所在地 美唄市落合町栄町

○在園児数 35名 ・学級数 2学級 ・教員数 3名(園長を含む)

○教育目標

げんきな子 (心もからだも健康な子) がんばる子 (根気強く、探求心旺盛な子)

なかよくする子(心あたたかで、みんなと仲良くする子)

○園の特色

木造の古い小学校の校舎を活用し、幼稚園は1階、2階は美唄出身の彫刻家安田 侃氏の作品が展示されている。園舎の周辺は、アルテピアッツア美唄と呼ばれ、安 田氏の作品と四季折々の自然環境がすばらしい。

2 研究主題に特別支援教育を取り上げたわけ

- 本園では定員を超える入園希望者がある時は、抽選選考となります。(平成20年度と平成21年度は少子化の影響からか、抽選選考とはならなかった。) その選考基準の一つに、障害のある子を優先的にという項目があって、毎年のように1、2名の障害のある幼児を受け入れてきています。19年度は4名の障害のある幼児が在園し、その他に会話に難点がある幼児が数名、発達障害の疑いがある幼児もいるという状況になりました。障害や障害を疑われる園児の割合が大きくなってきたのです。
- 障害のある園児に対する取組は、本園が小規模幼稚園ということもあり、平成19年度以前までは、本園が小規模幼稚園で職員も少ないという関係で理論的且つ組織的取り組みというより個々の教職員の努力や保護者の理解と協力に基づく取り組みといった要素が強かったという反省点がありました。具体的には、障害のある園児については、担任の先生と介助員の方に任せ園全体で研修するということは少なく、保護者とのかかわりも連絡帳が主といった要素が強かったようでした。
- 特別な支援を要する園児の増加と介助員の増員もあって、特に、障害のある園児に支援の仕方の違いから混乱を起こさせてはいけないと考えるようになりました。パニック状態になったとき、その子に合ったパニック状態を鎮めるやり方の交流や保護者からの心配事や要望に応えようとするときなど、どう対処したらよいのかとか、自閉症の園児と知的な面で支援が必要な園児とどうかかわって配慮したらよいのかなど職員同士や職員と介助員との共通認識づくりや連携が緊急の課題となってきました。

○ このようなとき、特殊教育から特別支援教育への転換を図り、その推進体制を整備し、実践することが幼稚園を含む教育機関に求められてきました。空知管内の障害児が在籍している公立幼稚園の多くは、その体制が整備されていると聞いていますが、障害のある幼児が在籍していないとなかなか幼稚園同士の交流は生み出されていない傾向があります。また、障害のある幼児が教室に在籍しているか、いないかで、特別支援教育に対する職員の構えがずいぶんと違ってきます。

しかし、私たちは、これらの現状を踏まえつつ、本園の緊急の課題に対応するべく、「特別な教育的ニーズのある幼児の理解と指導のあり方、その幼児を含めた園児達が共に育ち合うためにはどのような支援、保育が大切なのか」という研究主題に取り上げ、実践をしていこうと考えました。

3 どんな実践をしたのか

まず、全員が共通理解に努めることが重要だと考えました。

職員打ち合わせの場や園内研修の場などを活用し、障害のあるなしに関係なく、通園してくる全ての園児が何らかの教育的ニーズのある存在であるという前提に立って保育活動や支援活動をすることを互いに確認し合いました。障害のある子とそうでない子との間で線を引きたくなかったのです。

そして、教師の側から見て「困り感」のある園児には、幼稚園という教育機関としての特別の教育的配慮が必要になってくるものと考えました。私達教師は日常の保育活動を通して「一定の成長」を保障したいし、「困り感が少しでも少なくなること」を期待するからです。

そのためには、園児達との信頼関係をしっかり築くことが何より大切であると考えました。そして、信頼関係づくりのためには障害のある園児はもちろん、園児達のことを教師が、まず、きちんと理解することではないかとおさえ、実態把握の資料づくりや個別の教育支援計画づくりから始めていきました。

次に共通理解のための資料づくりや研修を行いました。しかし、介助員の方々の任用は臨時ですので、勤務時間は限られていますし、園長が二つの市立幼稚園長を兼務している関係もあって、全体で協議したり、相談し合ったりする研修時間がなかなか取れないのが現状でした。無理をせず、やれる範囲内で、園長の私が今までの小学校勤務の経験を生かし、リーダー性を発揮しながら先生方を支援していきました。

効率的な計画づくりをどうしていくか、大変でしたが、次のようなことをやっていくことができました。

① 幼児行動チェック表の作成

北海道美唄養護学校からいただいた幼児期チェックリストを参考に対象園児の言語、対人関係、遊び、身辺整理、行動などの生活行動を先生方がチェックして作成しました。簡単にいうとチェック表の項目に丸印をつけたということです。担任として、改めて「困り感」がきちんと整理でき、他の職員と交流できました。

② 個別の教育支援計画、指導計画の作成

生活調査票、日常観察、保護者や関係機関(美唄市子ども療育広場、医院など)からの聞き取り等を基に作成していきました。特に、家庭訪問、参観日の懇談、登園や降園時を活用し、保護者のニーズを把握しながら作成しました。その子の実態把握と支援の方向性が確認できました。将来の進路指導として小学校や養護学校などとの連携を踏まえた記述も必要と

なってきますが、時間がない中での作成ですので、そこまでには至りませんでした。指導計画については、月ごとよりも1学期、2学期という大まかなくくりでその幼児の実態に基づく、支援の方法を記述し、その後の経過を観察し結果を記述できるようなおおまかなものにしました。目標も、「身辺自立、コミュニケーション能力を伸ばす。表情を豊かに。」といったような沢山の目標をあげないようにして、みんなが確認するために見てわかりやすいものにしました。

作成者が負担感を感じないよう、園の実態、対象の幼児の実態に基づく計画を優先して作成していくことが必要だと思います。

③ 育ち合い実践カードの作成

計画に基づく支援の場面の交流や支援の成果や課題等を介助員も含めた全職員とこのカードを参考に交流しました。つまずきや困難さを示す幼児の状況を記録し、そのことについて職員とのかかわりと他の幼児とのかかわりを記録し、環境の構成に配慮しながら気づいたこと、問題点などを一覧表に記録し、今後の育ちや願いを書くといったカードです。これは、障害児の教育的ニーズを把握するのに役立ちました。また、担任のもつその子への思いや今後の支援に関する希望を交流するのに役立ちました。実態把握をして計画を立てればそれでよしということを避けたかったのです。しかし、書いたり記録したりするのに大変時間がとられたこともあり、年間を通してこのカードを基にケース会議等で交流することは少なかったのですが、日常的な会話の中でこれに基づく話し合いができるようになりました。

- ④ 特別支援教育の講演会や研修会への参加 美唄市教育研究協議会の幼児教育部会研修会で教育局指導主事を講師に招き、介助員を含めて参加しました。介助員の方々からも勉強になったとの声がありました。
- ⑤ 管内規模の公開研究会の開催と実践発表

管内の公立幼稚園教育研究会の研究会を開催することにより、友達同士のかかわりを大切にすることや環境構成の進め方など外部から意見や助言を得ることが出来ました。このことは、今までの保育活動の反省や今後の取組に生かしました。また円滑な公開研究会とするため、全員が協力しあって運営に当たることができたのは大きな成果でした。

4 成果と今後の課題

取組の成果

- ① 園児の実態把握に努めた結果、介助員を含め全員が障害のある園児への支援の仕方や教育的ニーズについて理解が深まりました。
- ② 園内研修も活性化が図られました。

取組の課題

- ① 私たちがどのような活動で、どのような支援やかかわり方をすれば、障害のある幼児がよりよく成長していくのか、保育実践の積み上げが必要。
- ② きめ細やか資料づくり、計画づくりが必要。
- ③ 本園の持つ豊かな教育環境を生かした保育活動を実践する中で、障害のある園児を含め園 児全体にもっと目を向け、皆が、かかわり合いの中でどう共に育ち合っていくのかについて、 その計画、実践を考えていくこと。

報告

シンポジウム 話題提供3

「コーディネーターの役割と実際」

札幌市立はまなす幼稚園 教諭 塚田 美智子

1 園の概要

O所在地 札幌市西区発寒

○在園児数 140名 ・学級数 4学級 ・教員数 11名(園長を含む)

○教育目標

・明るく元気な子ども・仲良く遊べる子ども

・何事にも夢中で取り組む子ども ・心豊かな子ども

○園の特色

平成3年に開園。近年は高層マンションや大型ショッピングセンターの建設に伴い、地域の人口や交通量の増加が見られる。幼児は大変人懐こく素直で元気な子が多い。戸外遊びを好み、園庭以外にも隣接する公園で様々に体を動かしながらよく遊んでいる。

○障がいのある幼児の受け入れの状況

·4歳児: 男児5名 女児3名 5歳児: 男児5名 女児1名 計14名

2 これまでの経緯

- 本園は、札幌市立幼稚園として「障がいの疑いのある幼児」を受け入れ、4名の幼児に対して1名の教員が配置されている。幼児の指導は担当教員を中心に行っているが、これまでも、幼児の実態や適切な支援のあり方などは職員全体で話し合い、関係機関との連携も園長や担当教員が窓口となり進めてきた。
- 数年前より札幌市の取組みを受けて、本園でも『園内学びの支援委員会』を組織として位置付け、コーディネーターが中心となって推進することとなる。初めはコーディネーターの役割が十分に機能していなかったが、特別支援に関する研修を積み重ねる中で、組織として具体的な取組を推進できるようになってきている。

3 実践

- 特別支援教育コーディネーターの役割と業務内容
 - (1) コーディネーターの役割
 - ・『園内学びの支援委員会』の方針や計画を立案し推進する。
 - 特別支援教育にかかわる研修などを通して、障がい担当教員や担任への支援を行う。
 - ・ 関係機関との連絡調整を行い、個に応じた教育的支援を推進する。
 - ・ 保護者に対しての相談支援を行う。

(2) 具体的な業務

- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成への支援。保護者への提示
- ・ 「障がいのある幼児」及び「気になる幼児」のケース会議の推進
- ・ グループ懇談会の計画やケースに応じて保護者との懇談
- ・ 関係諸機関との連絡調整(幼児教育センター、療育機関など)

- ・ 小学校見学や就学先への引継ぎなどの推進
- ・ 障がい担当教員や担任への支援

(3) 配慮していること

- ・ 障がい担当教員や担任との情報交換を十分に行い、一人一人の幼児の実態や保護者の思いを把握する。幼児や保護者への適切な支援について、担当教員と共に考える姿勢を大切にする。
- ・ 保護者の話に傾聴し共感的な理解をしながら、コーディネーターも保護者との信頼 関係を築いていく。
- ・ 保護者がわが子の実態をどのように理解し受け止めているかを探り、一人一人の応 じた支援を考える。
- ・ 小学校就学に際しては、幼児も保護者も支え安心して就学できるように、引継ぎも 含めて就学先の小学校との連携をしっかりとっていく。

〇 園内学びの支援委員会

(1) 基本方針

特別な教育的支援を必要とする幼児の実態およびニーズを把握し、保護者や各関係機関との連携・協力の下、適切な相談、支援を効果的・継続的に推進する。

(2)委員会の構成

園長、主任、特別支援教育コーディネーター、障がい幼児担当教員を常任とし、その他、ケースに応じて必要な教職員で構成する。

(3)年間計画

月	園内	保護者との連携	小学校及び 関係機関との連携	
4月	・保育打ち合わせ(通年を通して)	■ 家庭訪問 ■ 個別の教育支援計画の説明		
5月	・保育の記録、生活マップ作成	- 第1回グループ懇談会		
	・個別の指導計画作成 ・個別の教育支援計画作成(年長)	■個別の教育支援計画について懇談■保護者への提示(年長)		
6月	<u>・ケース会議①</u>		•小学校見学開始 •教育相談開始	
7月	・個別の教育支援計画作成(年少)・ケース会議②1学期指導計画評価、2学期指導計画検討	・個人懇談会 ・個別の教育支援計画について懇談 ・保護者への提示(年少) ・第2回グループ懇談会		
8月				
9月				
10月		■第3回グループ懇談会		
11月			▪就学時検診	
12月	ケース会議③2学期指導計画評価、3学期指導計画検討	●個人懇談会●個別の教育支援計画について懇談●保護者への提示		
1月				
2月		・第4回グループ懇談 ・個人懇談(年長)就学に向けて	・一日入学・小学校から幼稚園の訪問	
3月	・ケース会議④3学期指導計画評価	・個人懇談会(年少)年長に向けて・個別の教育支援計画について懇談	・就学先との引継ぎ	

事 例 <就学に向けて保護者への支援と関係機関や小学校との連携> 現在小学校1学年 A児

◇年少時 ・幼児の実態 ※教師のかかわり

- ・健常枠で入園。担任の一斉の指示ではすぐに理解できないことが多く、困っている様子が見られる。好きな友達の後ろをついて一緒にいることが多いが、自分からかかわったり思いを伝えたりすることが難しい。次第にできることが増えてきたが、全般において発達の幼さが感じられる。
- ※A児に対しては生活面や理解力、友達とのかかわりの面で主に担任が個別の援助をする。
- ※保護者は本児の実態を分かってはいたが、受け入れることができないようだった。担任は成長している 面と共に支援が必要な場面を少しずつ具体的に伝えていくようにした。

◇年長時

- ・保護者への相談の窓口は、主に担任が行う。
- ・コーディネーターは、A児や保護者にできるだけかかわると共に、担任から情報を得ながら支援の方法を一緒に考えるようにする。また、関係機関との連絡調整を行う。

	一箱に考えるよつに 9 る。まに、関係機関との連行 	
	支援者のかかわり	保護者の様子
	○幼稚園 ◇幼児教育センター ■小学校	
教育相談の紹介 (4月)	○視力検査の方法が理解できないA児の様子を、養護教 諭から保護者に伝える。○保護者の心配な気持ちを受け止め、教育センターの教 育相談を紹介する。	いかと聞いてくる。
教育相談1回目 (6月)	◇教育相談:検査の結果やA児の様子から保護者のかか わり方の助言、発達や就学の見通しなどについて説明 をする。	
教育相談2回目 (8月)	○教育センターとも連携を図りながら、保護者の気持ちの揺れを受け止める。教育相談の助言をもとに、今後の課題などについて話し合う。	
就学について保 護者と懇談 (8月)	○伸びている面と課題を具体的な姿から伝える。○学校生活ではどういう所で本人が困り、支援が必要かを保護者が具体的にイメージできるように話をする。学習内容によっては、個別に支援が必要なこともあることを話す。	ムページなどで探す。
特別支援学級の 見学(12月)	○保護者の承諾を得て、小学校にA児の実態、保護者の 気持ちの揺れなどを事前に伝える。■小学校では教頭先生、総務の先生が懇談。保護者の話 を聞き、特別支援学級がふさわしいのではないかと助 言をする。	った。しかし、低学年の間は通常の 学級に通わせたいとの思いは強く、
就学時検診 (11月) 一日入学(1月)	■教頭先生から保護者に、声を掛けて心配なことや配慮 して欲しいことなどを聞いてくれる。	
就学先との引継 ぎ(2月)	○就学先の小学校から、幼稚園での本児の様子を見に来てもらう。○理解力や学級活動での様子、友達とのかかわりを中心に見学してもらう。どの様な場面で困ったり躓いたりするのか、幼稚園ではどのような支援をしてきたか、保護者の思いなどについて引継ぎをする。	い、引継ぎをすることに安心感をも つ。

◇ 入学~現在

○ 幼稚園では、入学後も運動会などの行事を職員が見に行ったりA児の様子を聞いたりしてきた。保護者も時々A児を連れて来園してくれるが、張り切って学校生活を送っているようで保護者も今のところはA児の様子を見守っている。小学校では学習内容によって、A児の学習のペースに合わせた教材を準備したり、家庭でして欲しいことはすぐに保護者に伝えたりするなど、可能な限り個別の支援をしていただいている。

◇ 支援で大切にしてきたこと

- A児の実態から個別の支援のある環境がふさわしいと考えたが、まずは保護者の思いを受け止めることを第一に考えた。
- 就学後はA児と共に保護者も支えていただけるように小学校に引継ぎをし、保護者にはA 児のサイン見逃さず、心配なことや気になることがあれば担任にすぐに聞くこと、幼稚園は これからも支えていくことを話す。

4 実践の成果と課題

- 園内の組織として特別支援教育コーディネーターが位置付けられたことで、役割が明確に なり、また、関係機関にとっても窓口がはっきりすることで連携が図りやすくなった。
- 個別の指導計画をもとに定期的にケース会議を設けたことで、「障がいのある幼児」の姿の捉えや指導の方法、保護者の支援などについて一人一人より詳しく検討することができ、 適切な支援につながっている。
- 就学については、特に保護者がわが子の実態をどのように理解し受け止めているかがとて も大きな要因である。共感的な姿勢で保護者の心情に配慮しながら、専門家の相談につなげ る時期を検討し、保護者と一緒に考える姿勢を大切にしていきたい。
- 幼児の実態によっては、幼稚園だけで適切な支援を考えることが難しいケースも増えている。関係機関や専門家の助言も得て、幼児や保護者の支援を考えていけるようにネットワークを広げていくことが大切である。
- 〇 『学びの手帳』を持っている保護者もいるが、園として十分に活用できていない。今後、 保護者や小学校との連携に生かしてけるようにする。
- 注)「障がい」の用語については、原文のまま掲載している。

報告

シンポジウム 話題提供4

「障害のある幼児の支援の実際」

学校法人 北海道カトリック学園長沼カトリック聖心幼稚園 主任 小泉 めぐみ

1 園の概要

O所在地 夕張郡長沼町銀座

○在園児数 90名 · 学級数 3学級 · 教員数 6名(園長を含む)

○教育目標

・「命を見出し 命を育て 命を大切にしよう」

○園の特色

・縦割り保育を通して、豊かな生活体験の中で、自発的に人間関係を築い ていく力を育てている。

○障害のある幼児の受け入れの状況

・自閉症児 1名

2 テーマの取組

① 入園した経緯

- 〇 平成20年4月父親の転勤により長沼町へ転入。町・福祉課を訪れ発達支援センターで面談。当園の紹介を受け、入園希望の連絡を4月中旬に受け、母親から本児(Aくん4歳7ヶ月)の生育歴やこれまでの様子等の聞き取りを中心に、園長・主任と三者で話し合う時間を持った。翌日、Aくんと母親が、一緒に来園。
- 〇 入園当初からAくんが集団生活に慣れるまで、母子登園を依頼。共に、園生活を送る上で母親の協力を依頼。保護者の了承を得て5月から入園決定。4月下旬より、慣らし保育のため午前中のみ親子登園。

② 職員研修の状況や園内での検討と取組の概要

- 母子登園の中で、主任・クラス担任・担当教諭がAくんとかかわりを持ち、疑問に感じたことや、対応の方法等を母親に確認し、Aくんへの理解を深めていった。保育終了後、必要に応じて職員間で話し合いうなど、かかわった教諭それぞれが得たAくんの状況を提供し合い、共通理解を深めた。
- Aくんの理解をより深めるため、町の発達支援センター職員と連絡を取り合い、支援 センターでの個別指導の様子を見学したり、園でのAくんの様子を支援センター職員が 見学したりするなど、情報交換を密に行っている。
- Aくんとかかわる職員それぞれが多角的にAくんを観察し、かかわりを持ちながら、 研修を重ねた結果、集団生活を過ごす中での指導の重点を、以下の二点に絞った。
 - ・Aくんの周囲の人(園児・教諭)に対する、他害(押す・叩く等)行動を少なくすること。
 - ・登園する際、必ず家庭から持参し持つことで安定できる物(こだわり)を最小限にする こと。(入園当初はサインペン・ミニカー・ぬいぐるみなど。)

○ 周囲の理解~在園児には、Aくんが初登園した日に、子ども達が理解しやすいように園長・主任から全園児へ説明し、母親が一緒に来ている理由も含めて説明した。集団への説明後、年少児など理解が不十分な子どもには個別に対応した。

3 実践

① **Aくんの様子**~初めての環境の中で、奇声を発し周囲の園児に対して押す・叩く・友達の顔に向けて叩くふり等(他害行動)を行い相手の反応を見て楽しむ姿が見られた。

職員・母親から離れ、興味をもった物に対して積極的に行動していた。上靴など目に付いた物を放り投げる等の行為が目立った。

- 基本的生活習慣は、ほぼ自立している。偏食傾向が強く、ポテト・から揚げ等の揚げ物を好むが、食べる量にむらがある。手掴みで食べることが多く、箸・スプーン・フォークの使用は不十分。食事の際、机上にお気に入りの玩具を並べることで落ち着いて食事を行う。
- 衣服の着脱面は、ボタンやファスナーなど細かい作業は援助が必要である。排泄面は 自立しているが、ズボンや下着の上げ下げは援助が必要。
- 園生活の中で、朝の会は、抱っこやおんぶをすることで落ち着いて参加する。
- 設定保育は、Aくんが興味をもった活動や取り組める活動には参加するよう援助してきた。(描画・砂遊び・プール・トランポリン・制作)また、集団遊びなどは周囲の子ども達が遊んでいる側で、担当教諭と描画をする等、Aくんが好む活動を取り組んでいた。

② 個別の指導計画の作成

Aくんの状態に応じた、目標を主任・クラス担任・担当教諭で話し合い作成。 長期間の見通しをもち、必要に応じて見直した。

【平成19年度】

学期	ねらい~園生活に慣れ、集団行動を身に付ける。		
1学期	幼稚園の雰囲気を知り、集団生活に慣れる。		
2学期	基本的生活習慣を身につける。		
3学期	集団生活の中で、安定した気持ちで過ごす。		

【平成20年度】

学期	ねらい~こだわりをなくし、状況に応じた集団行動を行う。
1学期	安定した気持ちで過ごし、友達とのかかわりを楽しむ。
2学期	気持ちを言葉で表現する。
3学期	自分の気持ちを言葉で表現し、伝える喜びを味わう。

③ 指導の実際

- 1学期は、母子登園で通園。1学期後半に母親が体調を崩したため、2学期は担当教諭 又は主任が補助に付いた。未就園児保育のある、火・木の午前中は発達支援センター職 員に補助として来園してもらった。
- 自由遊び中、周囲の子どもを叩くなどの他害行動が多くあったため、本児に個別に対応すると共に、叩かれた子どもへのケアと保護者への連絡をして理解してもらった。園生活に慣れるに従い、叩かれる子どもが増えて、叩かれた子どもの保護者への対応を考える必要性が出始めた。母親も、『周囲の子ども達に怪我をさせてしまうのではないか。』という不安と、『周囲の保護者に理解を求めたい。』という気持ちから、参観日に全保護者が集合した際、母親から、他の保護者へ向けてAくんの現在の状況や障害について話した。

その後、Aくんについ話し合う時間を各家庭で取り、他害行動を受けた子ども達の口から、「Aくんは私と一緒に遊びたいんだね。」「(Aくんは)僕の事、好きなんだね。」という声が聞こえてくるようになった。叩いてしまったAくんに対して、「OOくん(ちゃん)痛かったね。もうしないでね。」と、相手の気持ちを言葉で伝えていった。

園生活に慣れ登園が続いた場合、他害行動は次第に見られなくなったが、週明けや長期の休み明けになると、嬉しさと興奮から他害行動が時折見られた。

○ 入園当初、登園時に必ず何かを手に持って来ることで落ち着いていたが、持ってきた物を投げるようなこともあった。登園後Aくんが好きな活動に夢中になって、持ってきた物を離した時にAくんから目につかないようにした。持ってきた物がないことに気付き、パニックになった時は、「○○ないね。これにしようか。」と、Aくんの気持ちを言葉で表現し危険の少ないぬいぐるみや小さい物を渡していった。

徐々に、家庭から物を持ってくる回数が少なくなり、紅白帽子・クッション・クレヨン・お面など園にあるもので代用できるようになった。

- 入園した1年間は、Aくんが起こす問題行動に直面した時、職員が意見交換し、支援 センター職員と研修を重ねながら対応し改善することができた。しかし、進級してから の環境の変化がAくんにとって、大きな不安となり、入園した頃よりも問題行動が多く 見られるようになった。
- 新年度になって、それまだ落ち着いていた他害行動が、再度見られるようになった。 他害行動を受けた園児が泣くと、興奮しさらに行うこともあった。Aくんの力が強く なり、他害を受けた園児の顔にあざができるなど、怪我につながるようになった。

思い通りにならない時やパニックになった時、周囲にいる教諭や園児に向かって物を 投げるようになった。教諭に対して、ひっかく・唾を飛ばすことで、相手の反応を見て 楽しむ姿が見られた。

- Aくんにやめるよう言葉で伝え、行動を抑えて、その場から離すが、教諭の反応がA くんにとって喜びになってしまうため、繰り返して行うことが増えた。Aくんは環境の 変化と園生活の中で先の見えない不安から、奇声を上げることが多くなり保育を展開す る中で、困難な状況になることが増えた。
- 2学期に入ると、新しい環境に慣れたこともあり不安になることが少なくなった。教 諭との愛着関係も築くことができたため、小さな子どもが駄々をこねるように甘える姿

も見られるようになった。その際、Aくんの気持ちを言葉で表現し受け止めてから、抱きしめたりおんぶしたり、膝に乗せたりとスキンシップをとることで、落ち着くようになった。

④ 関係機関との連携

- 7月に支援センターで、Aくんの問題行動をテーマにした学習会が行われ、全職員で参加した。その中で、Aくんの問題行動に対する接し方や、問題行動の裏側にあるAくんの気持ちを学習した。学習会に参加したことで、これまでの対応の仕方やAくんが行動を起こす気持ちをより深く理解することができた。
- 学習会後、空知教育局による空知管内の専門家チームがあり、支援が必要な子どもに対して、巡回相談を行っていることを知り、町の教育委員会に依頼方法を問い合わせた。
- 巡回相談を受け、相談員にAくんの園生活の様子を見てもらうことと合わせて、保護者からも家庭での悩み等について相談する時間を設けた。2度の来園で、集団生活の中でのAくんの行動の裏側にある思いや、対応の仕方についての助言を得ることができた。今後も、必要に応じて連絡を取り合っていく予定である。

⑤ 小学校との連携の強化

○ 教育委員会で行われる教育相談に主任・担当教諭が参加した。保護者は隣接する小学校への入学を希望しているが、悩んでいる姿が伺えた。Aくんのためにも、園としても、小学校との連携を図りたいと考えていたところ、巡回相談に来園した相談員が、小学校の特別支援教育のコーディネーターとしてかかわりがあるので、継続した支援ができる環境にあると思われる。

5 実践の成果と課題

- ① 進級後の子どもへの他害行動は、Aくんが周囲の環境に慣れるに従い、2学期後半には 少なくなった。教諭に対しての他害行動は、「遊びたい」という意思表示であることから 「『〇〇先生あそぼう。』だね。」と、Aくんの気持ちを言葉で代弁した。また、繰り返す 時には反応しないでその場から、またはAくんから離れ、気持ちの切り替えを図っている。
- ② 巡回相談を受けられたことで、Aくんの集団生活に対する不安から起こる問題行動の理由が理解できるようになった。現在Aくんが不安を感じないようできるだけスケジュールを前もって伝えているが、片付けなど、Aくんが好きな遊びを終わらせなければならない時、Aくんがスムーズに受け入れられるようなよい伝え方があるのではないかと考慮中である。聴覚からの情報処理が苦手であることから、視覚で情報を伝え理解できるような働きかけをしていきたい(写真や絵カードなど。相談員のアドバイスから園では、デジタルカメラの画像を利用)。
- ③ 当園では、Aくんとのかかわりを持つ中で、教職員一人ひとりが一つになりAくんが成長していけるような働き掛けを、他機関の協力を得ることで、行うことができたと思う。しかし、この3月で卒園予定のAくんにとって、今かかわる人々が連携を取り合い、Aくんを理解する視点を共有していかなければ、Aくんの支援が継続したものにならないため、小学校と連携を図ることが課題である。

シンポジウムの概要

◇シンポジウムについて

大空町立女満別幼稚園の藤野園長、美唄市立栄幼稚園の萩原園長、札幌市立はまなす幼稚園の塚田教諭、長沼カトリック聖心幼稚園の小泉教諭、各氏からの報告を基調として、「特別支援教育の推進のために、幼稚園で今求められること」をテーマに、主に次のような内容が話し合われ、協議を深めることができた。

<園内の支援体制づくり>

- 幼稚園の支援体制作りのための職員間の意識改革について
 - ・当初、先生方の特別支援教育の意識は、「一部の限られた子どものためにやるもの」であったが、「全体の園児のため」という意識の下、検討を進める過程で「幼児の見方について共通しているもの」と職員間で共通理解を得たという経緯がある。
 - ・また、特別支援学校のコーディネーターの先生から助言を受けて、特別支援教育の視点をもって子どもに関わっていった結果、「子どもが課題に取り組むようになった」とか、「友達間のトラブルが減った」などの変化を実感し、特別支援教育に取組んだことのよさを全職員で共有できたことにより、教師の意識が変わっていった。

<特別支援教育コーディネーター>

- コーディネーターを担当する教員について
 - ・幼稚園の現場では、人に対する要望があるものの、主任がコーディネーターを兼ねている のが現状で、人がいないということはあるが、できる範囲で努力することが大切である。 また、園長がコーディネーターとなっている場合もある。
- コーディネーターの役割について
 - ・コーディネーターが担当教諭と一緒に考えるなど、園内の窓口としての役割と外部との連携の窓口としての役割を担うことによって、園内や外部と連携がとりやすくなる。
 - コーディネーターの役割は、例示されているが、園によって違いがあっていいのではないか。大切なのは、こうした役割を担う人が明確になっていることである。
 - ・地域の状況も違っていて、札幌市のように関係機関が多い所とそうでない所もあるため、 必然的に連携の在り方も違ってくる。このことをしなければならないということはないが、 必要な支援について多様な動きができるコーディネーターであることが求められている。

<個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用>

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画について
 - ・個別の支援プランの取組は2年前から始まり、保護者と一緒に作ることにしており、保護者の思いを理解した上で、情報を共有している。
 - ・一貫して支援するという視点が非常に大切であり、幼稚園と小学校との連携が今後の課題である。
 - ・カンや経験だけではなく、情報をもとに計画的 に指導を行うことが大切であるため、幼稚園で も個別の指導計画は作成した方がよいと思う。 また、就学時の資料になるものである。
 - ・障害受容ができていない保護者の理解を得るためには、園としてのねばり強い努力が大切である。



(写真) シンポジストの皆さん



幼稚園教育要領解説 文部科学省 平成20年10月より一部抜粋

「幼稚園教育要領 第3章第1 2 特に留意する事項」に関して

<障害のある幼児の指導>

(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

幼稚園は、適切な環境の下で幼児が教師や多くの幼児と集団で生活をすることを通して、幼児一人一人に応じた指導を 行うことにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う体験を積み重ねていく場である。友達をはじめ様々な人々との出会いを通 して、家庭では味わうことのできない多様な体験をする場でもある。

また、学校教育法第 81 条第1項では、幼稚園において、障害のある幼児などに対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととなっている。特別支援教育は、障害のある幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上などの困難を改善又は克服するため、適切な指導又は必要な支援を行うものである。さらに、特別支援教育を推進することは、障害のある幼児への指導にとどまらず、障害のない幼児への指導の充実にも資するものである。

これらを踏まえ、幼稚園において障害のある幼児を指導する場合には、幼稚園教育の機能を十分生かして、幼稚園生活の場の特性と人間関係を大切にし、その幼児の発達を全体的に促していくことが大切である。そのため、幼稚園では、幼児の障害の種類や程度などを的確に把握し、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容・指導方法の工夫について検討し、適切な指導を行う必要がある。その際、教師は、ありのままの幼児の姿を受け止め、幼児が安心し、ゆとりをもって周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにすることが大切である。

例えば、弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫をしたり、難聴の幼児に絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにしたり、肢体不自由の幼児が興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫したりするなど、その幼児の障害の種類や程度に応じた配慮をする必要がある。

また、障害のある幼児とない幼児が一緒に遊ぶときには、幼児同士がかかわりながら、それぞれの幼児が遊びを楽しめるように適切な援助をする必要がある。

また、学校教育法の改正により平成19年度から従来の盲・聾・養護学校は「特別支援学校」に転換され、学校教育法第74 条において、幼稚園などの要請に応じて、幼稚園などに在籍する障害のある幼児などに関し必要な助言又は援助を行うよう 努めることとなった。このことを踏まえ、幼稚園は、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある幼児 の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を計画的、組織的に行うことが大切である。

例えば、障害のある幼児一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成 し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある幼児については、幼稚園生活だけで なく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要で ある。このため、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。これらのことは特別支援学校などで行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの幼稚園や幼児の実態に応じた指導方法を工夫することが大切である。

障害のある幼児の指導に当たっては、何よりも幼稚園の教師が障害のある幼児に対する理解を深め、その教育についての知識と経験を豊かにすることが大切である。そのためには、例えば、園内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、幼稚園の教職員全体の協力体制をつくりながら、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

同時に、その幼児の日常の生活に支障がないように、あるいは安全を確保する観点から、施設や設備の整備、学級編制や 教職員の配置への配慮をすることも大切である。

また、障害のある幼児の発達の状態は、家庭での生活とも深くかかわっている。そのため、保護者との密接な連携の下に 指導を行うことが重要である。教師は、幼児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるようにしたり、将来の見 通しについての不安を取り除くようにしたり、自然な形で幼児とのかかわりができるようにしたりするなど、保護者の思いを受け 止めて精神的な援助や養育に対する支援を適切に行うように努めることが大切である。

<障害のある幼児との活動を共にする機会>

(3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

障害のある幼児については、障害の状態などに応じた適切な指導を行うとともに、様々な体験を通して、幼児が達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を早期から身に付けることができるようにすることが重要である。このため、特別支援学校の幼稚部においては、幼児が積極的に幼稚園の幼児などと活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることを重視している。

また、幼稚園にとっても、障害のある幼児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、 視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。このことは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深め るばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことである。

障害のある幼児と障害のない幼児が活動を共にすることは、すべての幼児にとって意義のある活動であり、今後一層の充実を図ることが大切である。

このような活動が、それぞれの幼児にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、幼稚園と幼稚部の教師が互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら、組織的に計画的・継続的な活動に取り組むことが重要である。

なお、特別支援学校の幼稚部だけでなく、日常の保育において様々な機会を通じ、幼稚園の幼児が幼稚園内外の障害の ある幼児や児童などと触れ合うことができるよう配慮することも大切である。

参考 保育所保育指針解説書 厚生労働省 平成20年5月より一部抜粋

「保育所保育指針 第4章 保育の計画及び評価 1保育の計画」に関して

ウ 障害のある子どもの保育

- (ア)障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、 障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。 また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
- (イ)保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。
- (ウ)家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。
- (工)専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。

③障害のある子どもの保育

【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所においては、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合っています。障害のある子どもが安心して 生活できる保育環境となるよう十分に配慮します。

一人一人の障害は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を 把握し、理解することが大切です。子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を 大事にしながら、保育を展開していきます。

【個別の指導計画と支援計画】

保育所では、障害のある子ども一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持って保育することが必要です。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。その際には、障害の状態や生活や遊びに取り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどをていねいに把握して、クラス等の指導計画と個別の指導計画をどう関連させていくのか、環境構成や援助として特に何を配慮していくのかなど、具体的に見通すことが大事になります。

また、計画に基づく支援が、長期的にどのような方向性をめざしていくのか、担当保育士をはじめ、看護師等や栄養士、嘱託医などが連携することが基本です。

学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つことになります。

【職員相互の連携】

障害のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが 基本です。そのためには、施設長が中心となり、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められま す。

担当保育士を中心にその日の子どもの心身の状況に応じて、職員間で協力しながら保育を進めていくことが重要です。

【家庭との連携】

障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者や家庭との連携が何よりも大切になります。保育所と家庭での生活の状況を伝え合うことで、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えて

いくことなどが可能となります。こうした連携を通して保護者が保育所を信頼し、子どもについての共通理解のもとに協力し合う関係を形成することができます。

また、他の子どもの保護者に対しても、保育所での生活の中で、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害についての理解が深まるようにすることが大切です。その際、子どもとその保護者や家族に関するプライバシーの保護には十分留意します。

【地域や専門機関との連携】

障害のある子どもの保育に当たっては、地域の専門機関と連携し適切なアドバイスを受けながら取り組んでいくことが必要となります。そのためには、保育所と専門機関とが定期的に、または必要に応じて話し合う機会を持ち、子どもへの理解を深め、保育の取組の方向性について確認し合うことが大事です。

また、就学する際には、保護者や関係する専門機関がそれまでの経過やその後の見通しについて協議し、その子どもにとって最も適していると思われる支援のあり方を考えていくことが求められます。

◎ 研修の参考となるインターネットによる情報

研修に当たって、道教委や特別支援教育センター等の研修情報、資料などを活用することも方法として考えられますので、下記により適宜参照してください。

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課ホームページ
http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index
北海道立特別支援教育センターホームページ
http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/index.html
北海道立教育研究所ホームページ

http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/

立 文部科学省特別支援教育関係ホームページ

大品科子自行加文版教育関係ホームへ http://www.mext.go.jp/

コ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ



平成20年度 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 幼稚園における特別支援教育の推進のために

発 行 日 平成21年3月

編 集 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

北海道立特別支援教育センター

発 行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

印 刷 所 社会福祉法人 北海道リハビリー



みんなで力を合わせる ~-人-人の子どものよりよい指導や支援のために~ 平成21年3月 http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/index

